

## 和水町小学校体育授業支援業務委託仕様書

本仕様書は、和水町（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間で締結する「和水町小学校体育授業支援業務委託」契約について必要な事項を定めるものとする。

### 1 件名

和水町小学校体育授業支援業務委託

### 2 事業目的

本事業は、アスリートや有資格者等、専門性の高い指導者の実技支援を通して小学校体育科の学習内容を充実させることにより、教員の指導力向上及び児童が運動を楽しむきっかけを作り、運動の習慣化・体力向上を図ることを目的とする。

併せて、授業サポートにより教員の働き方改革を加速させることを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

### 4 委託業務の概要

委託業務の概要は、以下のとおりとする。なお、スケジュールなどの詳細は、別途協議する。

#### (1) 履行場所

- ・ 別紙1に記載する対象校の所在地のとおりとする。

#### (2) 対象学級数

- ・ 別紙1に記載する学級数のとおりとする。

#### (3) 指導回数

- ・ 指導回数は、各学級、週1コマを基本とする。

#### (4) 指導日及び時間

- ・ 指導日及び時間については、乙が学校と協議し、学校の意向を十分に踏まえて設定する。
- ・ 以下のいずれかに該当する場合には、甲乙協議の上、指導を中止することができる。その場合、乙は、指導日の振り替え等について学校と協議すること。

①台風等の荒天や自然災害が発生した場合

②新型コロナウイルスやインフルエンザの流行等による感染症の拡大が予想される場合

③その他、指導の中止を決定せざるを得ない場合

## 5 委託業務の内容

### (1) 指導者の選任及び派遣

・乙は、以下のいずれかの資格等を有する者を指導者として選任し、別紙1に記載する対象校に派遣する。

- ①保健体育教員免許所持者
- ②各種目の団体が定めた指導に関する資格等の所持者
- ③インターハイ、国体等の競技会の出場経験があり、指導に必要な水準、技術を有する者
- ④地域・民間クラブその他の団体等において3年以上の指導経験を有する者
- ⑤上記①～④に準ずると甲が認める者

### (2) 体育授業における指導

・指導する種目は、乙と各校担任等において事前に協議した上で乙が作成する指導実施計画等に定めるものとし、当該計画等に基づき以下の業務を行う。なお、当日の指導に係る人数は原則1人とするが、指導内容により複数人での指導が必要な場合等、やむを得ない事情がある場合には甲乙及び学校で協議の上変更することができる。

- ①指導開始前、当日の指導内容、前回からの引継ぎ事項、安全管理マニュアル等を確認する。
- ②担任等とともに安全に指導を受けられるか当日の児童の状態を確認する。なお、問題があると判断した場合は、速やかに必要な対応を行う。
- ③体育授業支援を安全に行うため、予め、利用する施設・設備・備品・用具等について点検するとともに、指導する種目に沿った必要な準備運動を行う。
- ④児童等の安全面に十分配慮し、児童が達成感を得られるよう、体育授業支援を行う。
- ⑤授業終了時には、児童の状態の確認及び指導内容の振り返りや講評等を行う。
- ⑥参加状況、実施中の様子、ヒヤリ・ハット事例、反省点等、次回の業務実施にあたり必要な事項の確認を行い、体育授業支援を行う当該小学校に、次回の体育授業支援までに書面で報告する。様式は、甲乙協議の上で別に定める。

### (3) 業務の運営管理

・乙は、本件業務を円滑に遂行するため、責任者を選任し、以下の職務を行わせること。なお、乙は、責任者については、乙において常勤の者又はそれに準じる者を充てること。

- ①本件業務全体の管理及び監督
- ②別紙2に示す本件業務において必要な各種書類の提出
- ③指導者の選任及び派遣

- ④指導者に対する指揮、監督、指導及び研修
- ⑤緊急時における対応
- ⑥甲及び学校との連絡調整及び苦情処理の受付

(4) アンケート調査の実施及び報告

- ・乙は、調査内容等について甲と協議の上、必要な時期に教員及び児童を対象としたアンケート調査を実施して、教員の体育授業支援の充実度や、児童の満足度などの事業効果を測り、その結果を甲に報告すること。

(5) 研修・教育訓練

- ・乙は、指導者に対して、以下の研修を行うこと。  
また、甲からの求めがあった場合には、研修状況について報告すること。
- ①本件業務の意義と役割、指導者の責務及び実務に関する研修
- ②指導者の専門技術の向上に努めるための技術研修

6 委託料の支払

甲は、毎月の業務完了後にひと月毎の委託料を、実績に応じて支払うことを基本とする。

7 契約上限額 4,046,240 円（令和8年度分）【消費税含む】

8 その他

仕様書に定めるもののほか別に協議が必要な場合は、その都度協議する。

別紙 1

対象校等一覧表

対象校	学級数 (※)	所在地
和水町立菊水小学校	9	和水町江田 2891 番地
和水町立三加和小学校	6	和水町板楠 1001 番地

※ 特別支援学級の体育授業は、通常学級と合同で実施するため学級数に含まない。  
また、学級数は、令和 8 年度の見込みであり、児童数によって、増減することがある。

## 別紙2

## 提出書類一覧

	届出の種類	提出期限	提出先	備考
1	責任者及び指導者（年次）	指導予定初日の 10日前まで （毎年度）	甲及び 学校	指導者が要件を満たしていることについても記入すること。 また、届出人に変更がある場合は、変更の10日前までに改めて届けること。
2	安全管理マニュアル（年次）	指導予定初日の 10日前まで （毎年度）	甲及び 学校	学校の状況を十分に踏まえ作成すること。 当マニュアルには、事故等を未然に防止するため、児童の安全確保の方法について具体的に記載するとともに、事故発生時の対応について記載すること。
3	指導実施計画 （随時）	指導前週の最終 閉庁日まで	甲及び 学校	1コマ毎の指導計画を1週間分作成し、提出期限までに提出すること。なお、作成にあたっては、学校の意向を十分に踏まえながら、以下の点に留意すること。 ①達成目標の設定 児童に指導内容や達成目標を示すことで、体育授業支援に取り組むことの理解を深めるとともに、意欲を高め同時に体力の向上に努める。 ②指導内容の工夫 児童が体育授業支援に積極的に取り組むとともに達成感を得られるように指導内容を工夫する。また、安全面に配慮した指導内容とする。 ③担任等との関係構築 体育授業支援における担任等との役割分担や参加児童についての情報交換など、担任等と十分な打ち合わせをする。
4	事業活動報告 （月次）	実施月の翌月10 日まで	甲	当月の実施状況及び改善点等について作成すること。
5	業務完了報告 書（年次）	業務完了後速や かに（毎年度）	甲	本件業務全体の実施状況及び改善点等について作成すること。

※様式は、甲乙協議の上で別に定める。